



2006.March 3月号

発行日:平成18年3月1日

発行:東京税理士会  
情報システム委員会

題字「情報通」:金井塚 清(豊島)

# カナダ・ケベック州の電子申告事情 —納税者を顧客(Client)と呼ぶ国の行政サービスとは。

1月24日(火)、情報システム委員会の主催で、「カナダ・ケベック州における電子税務申告の事例紹介」をテーマに講演会が開催され、カナダ・ケベック州歳入省電子業務サービス担当上級参事官のロベール・T・ルベル(Robert T.Lebel)氏よりお話しいただきました。

また、ルベル氏の講演に先立ち次世代電子商取引推進協議会(ECOM)の主席研究員である安達和夫氏からも「電子政府の現状と今後の課題」をテーマに我が国の電子政府の現状について解説いただきました。この講演の録音記録からカナダケベック州の電子申告と日本の電子申告についての違いを中心に、特に重要と思われるところについて紹介します。

## 電子政府の現状と今後の課題

次世代電子商取引推進協議会 安達和夫氏

### 1.我が国電子政府構築の歩み

日本の電子政府の経過は高度情報通信社会に向けた基本計画が約20年前に策定され、現在のe-Japan計画の根幹になっています。IT基本法が出来て2000年にe-Japan戦略が設定されました。この戦略は5年後に世界最先端のIT国家を目指すという目標が設定されましたがインフラの整備を中心とするものでその速度は目標より速く計画を前倒して完成しました。2003年にe-Japan戦略IIが設定され、ハード面からアプリケーション面の整備が行われてきました。

### 2.我が国ITインフラ環境の現状

インターネット環境では加入可能数は4630万世帯となって、日本の全世帯より多くなり契約さえすればどこでも(ある程度の制限はありますが)利用できる状況となっています。インターネットの普及率は1999年と比べ約3倍に伸び、2004年のデータでは8000万人の利用者となっています。ブロードバンドも約3倍の伸びとなり、e-Japan戦略の基盤整備はほぼ完成したものと考えています。総務省発表の先進国23カ国のITインフラの比較調査では日本はトップクラスです。特にブロードバンドの通信料金と質は安く提供できていますので、だれでも安くブロードバンドを利用できる環境は整えられ、世界最先端のITインフラ環境は出来上がりました。

### 3.我が国電子政府計画の今後

e-Japan戦略IIで電子政府の公式計画が策定され成果が出ており、国の手続きの96%がオンラインで申請できるところまで来ていますが、自治体についてはまだだいぶ温度差があります。アプリケーション面もだいぶ環境は整ってきましたが、利用実態はオンライン申請のできる175手続のうち利用頻度の高いキラーアプリの登記関係39.8%と国税関係30%弱を推進することにより全体の底上げを図っていくことが計画の狙いです。現在の国税関係の利用率を次世代電子商取引推進協議会で独自に調査した結果は7.58%です。これに自治体の分を含めると1%前後ではないかと思えます。電子政府のはアプリケーション面は整ったけれど一向に誰も利用してくれないということではないでしょうか。電子申請の利用率を上げてい

くのはこれからの課題です。2005年10月にIT戦略本部で2010年までに電子申請の利用率を50%まで引き上げるという目標値が設定されました。現在が1%前後なのでその50倍というのは大変なノルマであり、政府は各手続きに対する整備を進めております。

### 4.国民の希望、期待

電子税務申告はキラーアプリですが、インターネットでアンケートをした結果、行政サービスに対して不便を感じている割合は70%、特に時間がかかる、時間が限られていて時間外や土日に対応してくれないので会社を休んでいかなければならないという不満があります。電子政府に期待を持っている人は約50%で特に電子申請届出、オンライン化に期待を持っている人が多く、潜在的な期待は大きいものがあります。企業に対するアンケートでは70%の企業が電子申告を専門家に依頼しています。税務申告の問題点は非常に複雑である、申告内容の正確な把握が難しい、証憑書類の整理と提出が厄介である、などから電子申告についてはまだ普及していません。電子申告の認証の仕組みをもっと簡略化できないかということの要望が多く、またメリット性についてもよく理解されません。証憑等の別途送付についても見直して欲しいとの要求が多く寄せられています。

### 5.電子政府普及、定着のために

総合的にアンケートを分析すると税務専門家の存在を前提とした仕組みや公的個人認証に変わる簡易な認証方式、証憑等の取扱方法についても再考が必要ではないでしょうか。メリット性についてはこれらのことが解消されれば満足するのではないかと思っています。海外等の事例を研究すると電子申告で減税されるケースもありますが、まずは仕組みを簡単にして使いやすいものを作ることが先決です。

ケベックの電子申告では非常に簡単な認証方式を導入しています。日本ではPKI方式を前提とした認証方式を取っているがそれと比べると遙かに簡単な認証方式を採用しており、証憑等の送付も個人保管としています。また、税務専門家を上手に組織化して連携していく等のヒントがあると思えます。

## ケベック州における電子税務申告の事例紹介

ケベック州歳入省上級参事官 ロベール・T・ルベル氏

### 1.カナダの税務行政を簡単に

カナダの税体系は連邦税、州税、市町村民税となっていますが、州の他にテリトリー(居住区)という単位があり、州と同様の権利が保障されています。連邦税・州税と市町村民税で税目が異なり、連邦税と州税は直接税の所得税、法人税と売上税を、市町村民税は固定資産税と住民税を課税しています。ケベック州政府は議会で立法権を持っており、税務に関する法律を施行するのがケベック州政府で行政権の代表です。政府は財務省、国庫評議会、歳入省、その他の省庁で構成されています。

### 2.税務行政—ケベック州の事情

ケベック州の歳入省では納税者を個人と法人に分けて、個人は給与所得者と自営業者、会社は小規模事業者、中規模事業者、大規模事業者、巨大グループに分けてサービスをしています。なお、納税者のことを顧客(Client)と呼んでいます。これらの納税者は、様々な機関や税理士(税理士、公認会計士、州公認税務代理人等を言います。以下同じ)からもサービスを受けています。ケベック州を含めて北米では個人の給与所得者でも全員税務申告(個人の場合は確定申告=Tax Return→北米では年末調整という制度がないため全員が確定(還付)申告をする制度となっている)をしなければならないので、個人の申告でも難しいものは税理士に頼むことが多く行われています。企業も税務ソフト会社が作成したソフトを使って税理士に依頼することが多く、税理士、税務ソフト会社、金融機関との連携により良好なサービスの提供に努めています。ケベック州には20の税法があり、そのほかに社会税務法が5あります。歳入省は納税者に対して質の高いサービスを提供することをケベック州政府や議会に約束しています。

ケベック州歳入省の規模は年間で1,100万取引、660億ドルの税収、2,200万の給与源泉徴収票、30万の法定調書等、570万の確定申告、28万の法人申告、450万件の電話問合せ、70万人の来訪者、57万通の問合せ等となっています。なお、ケベック州はカナダ政府の州の一つであるため規模的には日本と比べるとかなり小さいと思います。

### 3.電子税務行政—ケベック州の事情

インターネットのカウンターサービスを3年前から行っており3年前と比較すると650万件→450万件の電話問合せ、100万人→70万人の来訪者、65万通→57万通の

問合せ等となって直接問い合わせの数が減少しています。

ケベック州ではサービスの対象者となる納税者を個人、法人、自営業者、税理士、パートナー(申告ソフト会計ソフト開発業者)に分けてサービスの内容を変えています。これらの人はインターネットのサービスカウンターにアクセスしてきます。利用形態により複数のポータル(インターネット上の入口)があります。ポータルは別になっていますが誰でもアクセスできる一般情報には7000頁の情報があります。その中には申告書式や届出様式が2500書式とその書き方が掲載されており、ほとんどの閲覧と取出しができるようになっています。取引サービスは顧客サービスに登録することを義務付けています。その中に様々な行わなければならない事項が掲載してあります。間接税・直接税の申告を行うとともに電子納税もできるようになっています。電子サービスは第三者に委任することもできるようになっています。この様々なサービスは共通のインフラでサポートされています。本人確認、認証、情報の受理、仕分け等のサポートを受けてカウンターサービスが提供されています。日本も電子政府の立ち上げに努力しているとの話ですがケベック州でも電子政府に取り組んでおり、歳入省の電子申告のカウンターサービスを柱としています。連邦政府と州政府は共同歩調を取りながらもどちらがよりよいシステムを提供していくかを競争しており、よりよいものを目指しています。ケベック州政府が電子サービスを提供していくにはパートナーが必要であり、特に会計ソフトや税務ソフトを開発している開発業者と協力をしていくことにより、よい電子申告ソフトができると言うことを実感しています。税理士や歳入省内部の組織も重要な役割を果たしています。税理士が電子申告をするときにどうすればよくなるかと言うことも考えており、歳入省として電子申告を推進していく上でも様々な方法を考えており、大手の会計事務所や税務ソフト会社等とリンクを張っています。金融機関との関係も必要なことからリンクを張っています。個人も税理士に依頼して電子申告することからリンクを張っています。電子申告を推進するためには協力者が乗り気であることが必要であり鍵だと感じています。歳入省が提供している電子申告サービスはケベック州政府の全体的な戦略的な位置づけを持っており、歳入省の大臣と首相のサポートを受けていて政策の一環として約束されています。ハイレベルの政府のサポートがなければ実現しない大事な事柄です。

右頁へ

前頁から

### 4. ケベック州の原則と方向性

ケベック州の原則と方向性は、①利用者のタイプに合わせたアプローチ。②一般情報は誰でも見られて取り出しやすいこと。③情報の見やすさ。④取引サービスは認証されたもののみが取引を行うことができるようにしていることとまたその者が許可を受けているかを確認していること。⑤納税者、金融機関等と話し合った結果利用するからには電子申告申請だけでなく電子納税もできることが必要であり、取引だけでなく、取引の状況の確認が決め手となる。⑥全ての取引に同じレベルの認証は必要ない、取引の種類により認証のレベルを替えることを原則としている。⑦電子申告は通常申告のみで特別なものは紙の申告で対応している。⑧電子申告をアシストする部門を設置し時間外サービスもしています。

### 5. ケベック州の本人確認手段と認証

→注目すべき Click Revenue という考え方

ケベック州のサービス内容は①個人向けサービスについては一般情報、確定申告、予定申告、振替納税等②法人向けサービスは一般情報、法人申告、予定申告、源泉徴収票、法定調書等③法人への特別サービス (Click Revenue = 北米では最先端のシステム) として高い認証レベルをクリアした場合には財務省のデータベースにアクセスして当該法人の過去5年間の申告又は納税した情報を見られます。

ケベック州では本人確認を行うに当たり以下のような原則を設けています。①一般的なケースのみ電子申告で取り扱う80/20の原則 (20%の特殊なケースについては電子申告で取り扱わないで紙の申告で行います) ②導入済みの経験を生かした仕組み作りインドアマネージメント③取引者の認証とアクセス権の管理④必要性のある認証レベル→取り扱うサービス内容により認証レベルを替える⑤個人情報保護法の対応

認証レベルは低い順から①情報要素の認証 (→住所の変更等ができます) ②社会保障番号と郵送で年1回変更されるアクセスコードとの組合せ (→本人から歳入省に送られるデータに使用します) ③個人特定コードとパスワードの組合せ (→定期的なサービス、定期的な取引を行う) によってアクセスできる情報を分けています。最も認証レベルの高い③については歳入省にアクセスして秘密情報である個人、自社の申告した過去情報を閲覧できる。個人と法人についてはこれがメリットとなっています。その他のメリットは紙の申告に比較して半分の期間で還付される程度となっています。

登録のプロセスは個人についてはオンライン登録とアクセスコード番号 (1年に一回変更される番号) と納税確認番号 (前年の証書番号) の組合せ、法人についてはオンライン登録と郵送登録、税理士に委任する方法もあります。登録をすることによって電子申告をすることが出来ます。それぞれのサービスの利用条件を提示して利用者が承諾してサービスが開始されます。個人特定コードとパスワー

ドを使って行う電子申告と紙の申告の効力は一緒です。個人特定コードとパスワードは企業であっても個人に与えられるものです。電子申告するには税理士にも登録してもらい、納税者に変わって電子申告をしてもらうので電子申告をしている税理士へのサポートも行っています。電子申告をしている税理士のリストをインターネットサイトで公開しています。歳入省のサイトでは納税者だけでなく、税理士や税務ソフト会社へのサービスも行っており全体で機能するようになっていきます。

会計処理や申告書作成業務をペーパーレスで行うためのノウハウを説明しますし、無料のデジタル税務六法も紹介します。ペーパーレスで事務所をクリーンアップしましょう。

### 6. ケベック州の電子申告の現状

現在ケベック州では570万件の申告の内210万件が電子申告となっている (米国では12000万件の申告の内6000万件電子申告となっている2004年実績)。利用者の増加の伸びについては技術的な問題ではなく、今まで慣れてきた方法を変えるというのは納税者にとって非常に負担になるということで徐々にしか増加しない理由であり、技術が如何に進んでも社会的にみて少しずつしか浸透していかないものなのです。会計ソフトや税務申告ソフトを使っていたとしても330万人は電子申告をしていない事実があります。そのような利用者のために税務申告ソフト会社に二次元のバーコードを組み込むようお願いしています。そのバーコードの中に申告内容の情報が入るようになっていてそのバーコードを読み込むことによって瞬時にコンピューターにデータをインプットできるようになっています (日本のQRコードのようなもの)。電子申告を普及するためには宣伝が大切です。個人に対しても企業に対しても税理士に対しても宣伝を行うことが重要です。

#### ※会場からの質問に答えて

**Q:** 日本では電子申告に当たりPKIによる認証により改竄防止を担保していますがカナダではどうか?

**A:** 納税者を信頼しているので必要ありません。電子申告内容について紛争があった場合には紙の申告書類の提出を求めているので問題が生じたことはありませんし、法律的な担保も取っています。技術的な課題としても毎日情報の書き込みを行って記録をしているので問題が発生したことはありません。カナダのPKIは不動産取引の登録に使用しています。カナダの歳入省はPKIを採用していないが10年以上電子申告をしていて必要性を感じません。申告は紙での申告に比べて二分の一の期間で還付金が届くのがメリットとなっています。カナダや米国は源泉徴収制度がしっかり機能しているので基本的には全ての個人が還付申告となります。日本のように会社に個人情報である扶養控除等申告書を提出することはなく、簡単に言う甲欄の扶養ゼロで源泉徴収しているため、二カ所以上から給与をもらっている場合や高額な給与をもらっていない限り還付申告になるケースがほとんどです。なお、米国の場合には源泉徴収税率を納税者がコントロールして納税になるようにすることも可能です。

# 東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

## 1. IT研修・研修内容及び費用

### ① Word入門 全6時間

**【内容】** パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。  
**【受講の基準】** 日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修 (※1)  
**【費用】** 13,650円 (受講料・教材費・消費税込み)

### ② Excel入門 全6時間

**【内容】** 表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。  
**【受講の基準】** パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験のない方向けの研修 (※1)  
**【費用】** 13,650円 (受講料・教材費・消費税込み)

### ③ インターネット入門 全3時間

**【内容】** インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。  
**【受講の基準】** パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験のない方向けの研修 (※1)  
**【費用】** 10,500円 (受講料・教材費・消費税込み)

### ④ セット講座 (全4コース)

**【内容】** 上記、① Word入門、② Excel入門、③ インターネット入門を組み合わせて受講し、パソコンの一般的な操作方法を習得する。  
**【受講の基準】** ① Word入門、② Excel入門、③ インターネット入門と同様。  
**【費用】** A: ① Word入門+② Excel入門・・・25,200円  
 B: ① Word入門+③ インターネット入門・・・21,000円  
 C: ② Excel入門+③ インターネット入門・・・21,000円  
 D: ① Word入門+② Excel入門+③ インターネット入門・・・35,700円 (受講料・教材費・消費税込み)

※1・・・受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込できます。この他にも、中野キャリアスクールによる「しっかりマスターコース」など、もっと勉強されたい方向けのコースもあります。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTELまたはFAXでご連絡下さい。折り返し、申込み手順、研修教室地図等について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

## ◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTEL又はFAXでご連絡下さい (書式は何でも結構です)。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局総務課 連絡先 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

## 2. 研修日程表及び研修場所について

### ① Word (6時間) コース

曜日	月・火曜日		水曜日	
	時間	17:00~20:00	時間	10:00~17:00 (1時間休憩)
	*1日3時間ずつ実施し、2日間 (月、火) 通うコースです。		*1日6時間実施するコースです。	
場所	新宿	京王八王子	新宿	(ご注意) Word入門は、銀座校では実施いたしません。
月	実施日	講座NO.	実施日	講座NO.
4月	3日・4日	1 31	5日	35
	17日・18日	2 32		
5月	8日・9日	3 33	10日	36
	15日・16日	4 34		

### ② Excel (6時間) コース

曜日	水曜日	
時間	10:00~17:00 (1時間休憩)	
場所	新宿	
月	実施日	講座NO.
4月	12日	101
	24日	102



(ご注意) Excel入門は、新宿校のみでの実施となります。

### ③ インターネット (3時間) コース

曜日	水曜日		金曜日	
	時間	17:00~20:00	時間	13:00~16:00
	*夕方から実施するコースです。		*午後から実施するコースです。*	
場所	新宿	京王八王子	新宿	銀座
月	実施日	講座NO.	実施日	講座NO.
4月	5日	211	7日	231
	19日	201	21日	232
5月	10日	212	12日	233
	17日	202	19日	234